

外機密

1383

0 23

電信寫

59

昭和16 一〇三〇六 (暗)  
近衛外務大臣  
第二三三號 十至急、外機密、館長符號級  
本十六日國務長官ト私邸ニ於テ會談長官ヨリ別電第二三四號(兩  
國了解案ト假稱ス本了解案ニ付テハ豫テヨリ内面工作ヲ行ヒ米國  
政府側ノ贊意ヲ「サウンド」シ居リタル處「ハル」長官ニ於テモ  
大體之ニ異議ナキ旨確メ得タルニ依リ本使ニ於テモ内密ニ干與シ  
種々折衝セシメタル結果本案ヲ約シタルモノナリ」ニ依リ交渉ヲ  
進メテ宜シク政府ノ訓令ヲ得ラレタキ旨申出アリ長官ハ貴使トノ  
間ノ話カ進ミタル後東京ヨリ否認サルルコトアラハ米政府ノ立場

四月十七日發  
華府 四月十七日發  
本省 十七日夜着  
野村大使 泰...

外務省

86

1383

260

ハ困難トナルヲ以テ斯クシタシト申セリ  
本件ニ關シテハ豫テヨリ館員陸海軍武官及  
研究ヲ重ネ全員一致協力シ且内外ノ諸情勢  
加ヘ以テ本了解ヲ有利ナラシムル機努力シ來リタルカ素ヨリ兩國  
關係ノ全面ニ觸レタルニアラス各項目ノ内容ニ至リテモ不備ノ點  
アルナランモ當方ノ所見トシテハ此際斯カル筋書ノ了解ヲ成立セ  
シムルモ  
一、三國同盟成立當時ノ御詔書ニ悖ルコトナカルヘク或ハ長レ多キ  
コトナルカ聖旨ニモ副ビ得ルカトモ拜察ス  
二、決シテ三國同盟ノ信義ニ悖ルコトナカルヘシ  
三、政府ノ根本方針タル太平洋平和維持ノ第一歩トナルヘシ

外務省

0 24

REEL No. A-0287

1383

B 61

四更ニ他日歐洲平和再建ニ日米協力ノ下地トモナルヘシ  
 就テハ此際大局ノ爲ニ枝葉ノ不備ナル點ハ之ヲ會議ニ於テ補正  
 スルコトト爲シ何卒此ノ筋ニテ交渉ヲ進メテ宜シキ御回訓ニ接  
 シタケ切望ノ至ナリ(了)

外務省

0 25

87

REEL No. A-0287

外機密

1383

昭和16 一〇三一〇 (略) 華府 四月十七日午前  
本省 十七日夜著

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ一(至急、外機密)(館長符應扱)  
兩國諒解案

日本國政府及米國政府兩國間ノ傳統的友好關係ノ回復ヲ目的トス  
ル全般的協定ヲ交渉シ且之ヲ締結センカ爲茲ニ共同ノ責任ヲ受諾

兩國政府ハ兩國間ノ最近ノ疎隔ノ原因ニ付テハ特ニ之ヲ諒解ス  
ルニトナク兩國民間ノ友好的感情ヲ惡化スルニ至リタル事件ノ再  
發ヲ防止シ其ノ不測ノ發展ヲ制止スルコトヲ衷心ヨリ希望ス

電信寫

1383

兩國共同ノ努力ニ依リ太平洋ニ道義ニ基ク平和ヲ樹立シ兩國間ノ  
懇切ナル友好的諒解ヲ速ニ完成スルコトニ依リ文明ヲ普及セント  
スル悲シムヘキ混亂ノ脅威ヲ一掃センコト若シ其ノ不可能ナルニ  
於テハ速ニ之ヲ擴大セシメサランコトハ兩國政府ノ切實ニ希望ス  
ル所ナリトス

前記ノ決定的行動ノ爲ニハ長期ノ交渉ハ不適當ニシテ又優柔不斷  
ナルニ儘ミ茲ニ全般的協定ヲ成立セシムル爲兩國政府ヲ道義的ニ

拘束シ其ノ行爲ヲ規律スヘキ適當ナル手段トシテ文書ヲ作成スル  
コトヲ提議スルモノナリ

右ノ如キ了解ハ之ヲ緊急ナル重要問題ニ限局シ會議ノ審議ニ譲リ  
後ニ適宜兩國政府間ニ於テ確認シ得ヘキ附隨的事項ハ之ヲ含マシ

0 27

0 26

88

外機密

1383

電信寫

63

メサルヲ適當トス

兩國政府間ノ關係ハ左記ノ諸點ニ付事態ヲ明瞭ニシ又之ヲ改善シ得ルニ於テハ著シク調整シ得ヘント認メラル

一 日米兩國ノ抱懐スル國際觀念並ニ國家觀念

二 歐洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度

三 支那事情ニ對スル兩國政府ノ關係

四 太平洋方面ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運事情

五 兩國間ノ通商及金融事情

六 南面太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟的活動

七 太平洋ノ政治的安定ニ關スル兩國政府ノ方針（見ケ）

外機密

1383

昭和16 一〇三一三 (暗)

華府 四月十七日前發  
本省 十七日夜着

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ二(至急、外機密、館長符號扱)

前述ノ事情ヨリ茲ニ左記ノ了解ニ到達シタリ(布下解、米國政府  
修正ノ趣意、自日本國政府ノ最後の且公式ノ決定ニ俟ツハミ)

日米兩國ノ抱懷スル國際觀念及國家觀念

日米兩國政府ハ相互ニ其ノ對等ノ獨立國ニシテ相隣接スル太平  
洋強國タルコトヲ承認ス

兩國政府ハ恒久ノ平和ヲ確立シ兩國間ニ相互ノ尊敬ニ基ク信賴

電信寫

1383

64a

ト協力ノ新時代ヲ開クコトヲ希望スル事實ニ於テ兩國ノ國際  
ノ一致スルコトヲ闡明セントス

兩國政府ハ各國並ニ各人種ハ相隣リテ八紘一字ヲ爲シ等シク權  
利ヲ享有シ相互ノ利益ハ之ヲ平和的方法ニ依リ調節シ精神的並

ニ物質的ノ福祉ヲ追求シ之ヲ自ラ擁護スルト共ニ之ヲ破壞セサ  
ルニ力ヲ盡シテ容認スルコトハ兩國政府ノ傳統的確信ナルコトヲ  
闡明ス

兩國政府ハ相互ニ兩國固有ノ傳統ニ基ク國家觀念及社會的秩序  
並ニ國家生活ノ基礎タル道義的原則ヲ保持スヘク之ニ反スル外  
來思想ノ挑撥ヲ許容セサル一鞏固ナル決意ヲ有ス  
三 歐洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度

0 30

0 29

90

電信寫

65

*Humiliating*

1383

外機密

日本及米國政府ハ世界平和ヲ維持シテ共同ノ目的トシ相協カシテ政府改革ノ拡大  
 防正スルニテ其ノ速カキテ復ニ防禦的ニシテ現ニ歐洲戰爭ニ發  
 日本國政府ハ極軸同盟  
 入シ居ラサル國家ノ軍事的進衛關係ノ擴大スルコトヲ防止スル  
 ニ在ルモノナルコトヲ聲明ス

日本國政府其ノ現在ノ條約上ノ義務ヲ免レシメテ其ノ如キ軍事  
 行動ニテ其ノ第三國ニ對スルハ協定ハ獨立伊三國條約第三章ニ  
 規定セルニ場合ニ依リテ  
 本現ニ歐洲戰爭ニ發スルコトヲ防止スルニ在リテ  
 本ル場合ニ於テハ變動スルモノナルコトヲ聲明ス(經ク)

0 31

91

REEL No. A-0287

0066

アジア歴史資料センター



外機密

1383

66

電信寫

1383

66 a

昭和馬 一〇三一四 (暗)

華府 四月十七日後發  
本省 十八日前着

近衛外務大臣

野村大臣

第二三四號ノ三(至急、外機密、簡長行編抜)

米國政府ハ其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將來ニ於テ一方ニ  
ヲ援助シテ他方ヲ攻撃セントスルカ如キ攻勢的ノ陣取ニ依リテ

サルハキミトヲ聲明ス米國政府ハ戰爭ヲ嫌惡スルコトニ於テ半固

タルモアリ從テ其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將來ニ亘リ專

ラ自國ノ福祉ト安全トヲ防衛スルノ考慮ニ依リテ決セラルヘキ

モノナルコトヲ聲明ス

支那事變ニ對スル南國政府ノ關係

米國政府ハ近衛聲明ニ示サレテ三原則及右ニ基キ

南支那政府ト締結セシメ條約及日滿支共同宣言ニ明示

セシメ原則ヲ承認シ且日本政府ノ善隣友好ノ政

策ニ信賴シ且ニ蔣政權ニ對シ和平ノ勸告ヲ為シ

非賠償

門戶開放方針、復近但シ之カ解釋及適用ニ關シテハ將來適當ノ時

期ニ日米兩國間ニ於テ協議セララルヘキモノトス

蔣政權ト汪政府トノ合流

支那領土ヘノ日本ノ大量的又ハ集團的移民ノ自制

日滿洲國ノ承認

0 33

0 32

92

外機密

1383

電信寫

69

別添

蔣政權ニ於テ米國大統領ノ勸告ニ應ジテハ日本軍政府ハ統一樹立セラルルハキ支那政府又ハ軍政府ヲ構成スヘキ分子ヲシテ

二直接ニ和平交渉ヲ開始スルモノトス

米國大統領ハ日本政府ガ

海峽地帯ノ原則ニ基キ其間ノ和平交渉ヲ直接支那側ニ指示スヘキ

並ニ左記条件ニ基キ支那ノ直接和平交渉ニ入ル用意アルヲ

丁承セルニヨリ 蔣政權ニ對シ 知平勸告ヲナスヤン

(注) 支那ガ不承認ノ以テニ 擬存シララナサザルユトラ

(知シモ支那ノヨリヲ要セズ) 約セラレタキコト

之ハ別添ノ手紙ニ於テ記シタルコト

93

0 34



外機密

1383

昭和16 一〇三一七 (暗)

華府 四月十七日 前發  
本省 十八日 前着

近衛外務大臣

野村大使

第三三四號ノ四一至意、議長符號、外機密

四太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運關係

ハ、日本兩國ハ太平洋ノ平和ヲ維持セシメテ、欲スル所ノ相

互ニ他方ヲ脅シテ、自ラノ利益ヲ得ルモノナラズ、

非テ、自ラノ利益ヲ得ルモノナラズ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

ニ他方ヲ訪問セシメ、以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ

示シ、

電信寫

C.ト共ニ削除  
め何トハハ日米國  
交改善ノモ此  
ノ時、  
ハミテ本支子中  
存セハハハハハ  
或ハハハハハ  
但A.及C.ヲハ  
スト先ハハハ  
後故ハハハ  
ノ箇ハハハ

68a  
383  
本支子中  
後故ハハハ  
ノ箇ハハハ

五兩國ノ通商及金融關係

今次ノ了懸成立シ、兩國政府之ヲ承認シタルトキハ、日本側ハ各  
其ノ必要トスル物資ヲ相手國ガ有スル場合相手國ヨリ之カ確保  
ヲ保證セラルルモノトス、又兩國政府ハ、日米通商條約有效期  
間中存在シタルカ如キ正常ノ通商關係ヘノ復歸ノ爲、適當ナル方

外機密

同然

1383

電信寫

1383

法ヲ用スルモノトス尙兩國政府ハ新通商條約ノ締結ヲ欲スルト  
キハ日米會議ニ於テ之ヲ考究シ通常ノ慣例ニ從ヒ之ヲ締結スル  
モノトス  
兩國間ノ經濟提携促進ニ爲スル日本ニ對シテ  
振興ノ改革ヲ目的トスル商工業ノ發展及日本經濟長進ヲ爲  
ルニ爲ル金一カレゾシ  
六南西太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟活動

日本ノ南西太平洋方面ニ於ケル發展ハ  
和的手段ニ依ルモノナルコトノ  
スル同方面ニ於ケル資源例ハ石油、鐵礦、錳、一ニツケル一  
等ノ物資ノ生産及獲得ニ關シテ兩國間ノ協力ヲ求ムルモノト

太平洋ノ政治的安全ニ關スル兩國ノ方針

日本及南西太平洋ニ對スル日本移民ハ友好的ニ考慮セラレ他  
國民ト同等無差別ノ待遇ヲ與ヘラルヘシ

日米兩國政府ハ比島ノ領土共同ニ對シ  
日本及南西太平洋ニ對スル日本移民ハ友好的ニ考慮セラレ他  
國民ト同等無差別ノ待遇ヲ與ヘラルヘシ

69a

X 南西太平洋方面ニ於ケル日本ノ發展ハ  
力手ニ依ルモノナルコトノ  
之ハ日本及南西太平洋ニ對シテ  
用意ナシ

外機密

1383

昭和四 一〇三〇七 (暗)

華府 四月十七日午後  
本省 十七日夜発

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ五(主急、外機密、龍長符號披)

日米會議

(以下ハ削除) 日本米米米  
ヲ見見見見見  
ニ於ニ於ニ於  
ト認ト認ト認

(A) 日米兩國代表者間ノ會議ハ「ホノルル」ニ於テ開催セラルヘ

ト認ト認ト認

ク合衆國ヲ代表シテ「ルイスベルト」大統領日、本國ヲ代表シ

大技知海軍大臣

テ近衛首相ニ依リ開會セラルヘシ代表者數ハ各四五名以内ト

又ハ之ニ代テ(手集)

ス尤モ専門家書記等ハ之ニ含マヌ

他ノ代表者ト同ノ

(B) 本會議ニハ第三國「オブザーバー」ヲ入レサルモノトス

名ノ首、開、公文

四本會議ハ兩國間ニ今次了解成立後成ルヘク速ニ開催セラルヘキ

電信寫

1383

モノトス (本年五月)

(D) 本會議ニ於テハ今次了解ノ各項ヲ詳細ニ明カセ、兩國政府ニ於テ

メ取極メタル範圍ニ關スルニ及今次了解ノ原文化ニシムル

モノトス具體的譯頭ハ兩國政府間ニ決定セラルルモノトス

附則

本了解事項ハ兩國政府間ノ秘密書トス本了解事項ノ

同性質及時期ハ兩國政府間ニ於テ協定スルモノトス (丁)

(和字並ニ名場名ニ於テハイハラズ) 地方ヨリ出ス

70 a

1383

0 40

0 39

96

外機密

1383

電信寫

90

昭和16 一〇三〇〇 (略)

華府 四月十七日 午後  
本省 十七日 午後

近衛外務大臣

野村大使

第二三五號至急 (外機密) 館長符號扱

往電第二三三號ニ關シ

一 本件ニ付テハ大統領側近ノ二三閣僚ニ於テ告知シ居ルニ止マリ  
米國政府内ニ於テモ秘密洩洩ヲ極メテ警戒シ居リ等シ其ノ漏洩  
スルカ如キ事アラハ本件交渉ノ前途ニ不測ノ障礙ヲ與フヘキ事  
アリト認メラルルニ付テハ米國大使ニモ秘密ニヤラシク其ノ取  
扱ニ付充分御配慮ヲ請フ  
二 尚了解案ノ逐條説明ハ後電ス(了)

0 66

109

外機密

1383

電信寫

89

0 23

昭和16 一〇三〇六 (略)

華府 四月十七日 午後  
本省 十七日 午後

近衛外務大臣

野村大使

第二三三號至急 (外機密) 館長符號扱

本十六日國務長官ト私邸ニ於テ會議長官ヨリ別電第二三四號(附  
圖了解案ト假稱)ニ付テハ豫テヨリ内閣工作ヲ行ヒ米國  
政府側ノ贊意ヲ「サウナド」シ居リタル處「ハル」長官ニ於テモ  
大體之ニ異議ナキ旨留メ得タルニ依リ本使ニ於テモ内閣ニ干渉シ  
種々折衝セシメタル結果本使ヲ約シタルモノナリニ依リ交渉ヲ  
進メテ宜シク政府ノ命令ヲ得ラレタキ旨申出アリ長官ハ貴使トノ  
間ノ話カ道ミタル後東京ヨリ返電サルルコトアラハ米政府ノ立場

108

外務省

電信寫

0 23

1383

外機密

本十六日國務長官ト私邸ニ於テ會議長官ヨリ別電第二三四號(兩  
 圖了解案ト假稱ス本了解案ニ付テハ豫テヨリ内面工作ヲ行ヒ米國  
 政府側ノ贊意ヲ「サウナド」シ居リタル處「ハル」長官ニ於テモ  
 大體之ニ異議ナキ旨確メ得タルニ依リ本使ニ於テモ内密ニ干與シ  
 種々折衝セシメタル結果本使ヲ約シタルモノナリ」ニ依リ交渉ヲ  
 進メテ宜シク政府ノ訓令ヲ得ラレタキ旨申出アリ長官ハ貴使トノ  
 間ノ話カ道ミタル後東京ヨリ否認サルルコトアラハ米政府ノ立場

昭和16 一〇三〇六 (暗)  
 近衛外務大臣  
 第二三四號(至急) 外機密、債長符號(至)

華府 四月十七日午後  
 本省 十七日夜着

野村大使

外務省

電信寫

90

1383

外機密

昭和一六 一〇三〇〇 (暗)  
 華府 四月十七日前發  
 本省 十七日後着  
 近衛外務大臣  
 第二三五號至急(外機密) 館長符號(至)  
 往電第二三三號ニ關シ  
 一 本件ニ付テハ大統領側近ノ二三閣僚ニ於テ承知シ居ルニ止マリ  
 米國政府内ニ於テモ秘密漏洩ヲ極メテ警戒シ居リ若シ其ノ漏洩  
 スルカ如キ事アラハ本件交渉ノ前途ニ不測ノ障礙ヲ與フヘキ俱  
 アリト認メラルルニ付テハ米國大使ニモ秘密ニヤラタク其ノ取  
 扱ニ付充分細配慮ヲ請フ  
 二 尚了解案ノ逐條説明ハ後電ス(了)

0 66

109



260

ハ因難トナルヲ以テ斯クシテ申セリ  
 本件ニ關シテハ豫テヨリ館員陸海軍武官及イワケロ大佐等ト慎重  
 研究ヲ重ネ全員一致協力シ且内外ノ諸情勢ニ對シテモ充分考察ヲ  
 加ヘ以テ本了解ヲ有利ナラシムル機努力シ來リタルカ素ヨリ兩國  
 關係ノ全面ニ觸レタルニアラス各項目ノ内容ニ至リテモ不備ノ點  
 アルナランモ當方ノ所見トシテハ此際斯カル筋書ノ了解ヲ成立セ  
 シムルモ  
 一、三國同盟成立當時ノ御詔書ニ倅ルコトナカルヘク或ハ長レ多キ  
 コトナルカ聖旨ニモ剛ビ得ルカトモ拜察ス  
 二、決シテ三國同盟ノ信義ニ倅ルコトナカルヘシ  
 三、政府ノ根本方針タル太平洋平和維持ノ第一歩トナルヘシ

外務省

5 61

四、更ニ他日歐洲平和再建ニ日米協力ノ下地トモナルヘシ  
 就テハ此際大局ノ爲ニ彼業ノ不備ナル點ハ之ヲ會議ニ於テ補正  
 スルコトト爲シ何卒此ノ筋ニテ交渉ヲ進メテ宜シキ御回調ニ恭  
 シタケ切望ノ至ナリ(了)

外務省



外機密

1383

昭和10 一〇三一〇 (暗)  
華府 四月十七日  
本省 十七日夜着

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ一(至急、外機密)(館長符號扱)

兩國諒解案

日本國政府及米國政府兩國間ノ傳統的友好關係ノ回復ヲ目的トスル全般的協定ヲ交渉シ且之ヲ締結センカ爲茲ニ共同ノ責任ヲ受請  
兩國政府ハ兩國國交ノ最近ノ疎隔ノ原因ニ付テハ特ニ之ヲ論議スルニトナク兩國民間ノ友好的感情ヲ惡化スルニ至リタル事件ノ豫  
後ヲ防止シ其ノ不測ノ發展ヲ制止スルコトヲ衷心ヨリ希望ス

62a

1383

兩國共同ノ努力ニ依リ太平洋ニ道途ニ基クテ平和ヲ樹立シ兩國間ノ懇切ナル友好的諒解ヲ速ニ完成スルコトニ依リ文明ヲ覆没セントスル悲シムヘキ混亂ノ脅威ヲ一掃センコト若シ其ノ不可能ナルニ於テハ速ニ之ヲ擴大センヲサランコトハ兩國政府ノ切實ニ希望スル所ナリトス

前記ノ決定的行動ノ爲ニハ長期ノ交渉ハ不適當ニシテ又優柔不斷ナルニ鑑ミ茲ニ全般的協定ヲ成立セシムル爲兩國政府ヲ道義的ニ拘束シ其ノ行爲ヲ規律スヘキ適當ナル手段トシテ文書ヲ作成スルコトヲ提議スルモノナリ

右ノ如キ了解ハ之ヲ緊急ナル重要問題ニ限局シ會議ノ進程ニ該リ後ニ適宜兩國政府間ニ於テ確認シ得ヘキ附隨ノ事項ヘ之ヲ含マン

0 21

外機密

1383

電信

63

メサルヲ適當トス

兩國政府間ノ關係ハ左記ノ諸點ニ付專斷ヲ明瞭ニシ又ハ之ヲ改善シ得ルニ於テハ著シク調整シ得ヘシト認メラル

一 日米兩國ノ抱懷スル國際觀念竝ニ國家觀念

二 歐洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度

三 支那事態ニ對スル兩國政府ノ關係

四 太平洋方面ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運關係

五 兩國間ノ通商

六 南西太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟的活動

七 太平洋ノ政治的安定ニ關スル兩國政府ノ方針（續ク）

101

REEL No. A-0287

外機密

1383

昭和16 一〇三一三 (暗)

華府 四月十七日前發  
本省 十七日夜着

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ二(至急、外機密、館長符號扱)

前述ノ事情ヨリ茲ニ左記ノ了解ニ到達シタリ(右ノ解ハ米爾政府ノ

修正ヲ經タル後日本爾政府ノ最後の且公式ノ決定ニ俟リトキキ

↓

一、日米兩國ノ抱懷スル國際觀念及國家觀念

日米兩國政府ハ相互ニ其ノ對等ノ獨立國ニシテ相隣接スル太平

洋強國タルコトヲ承認ス

兩國政府ハ恒久ノ平和ヲ確立シ兩國間ニ相互ノ尊敬ニ基ク信賴

電信

64

1383

64a

協力ノ新時代ヲ創サンコトヲ希望スル事實ニ於テ兩國ノ

ノ一致スルコトヲ闡明セントス

兩國政府ハ各國竝ニ各人種ハ相據リテ八紘一字ヲ爲シ等シク權

利ヲ享有シ相互ノ利益ハ之ヲ平和的方法ニ依リ調節シ精神的

ニ物質的ノ福祉ヲ追求シ之ヲ自ラ擁護スルト共ニ之ヲ破壞セサ

ルニ責任ヲ容認スルコトハ兩國政府ノ傳統的確信ナルコトヲ

明

兩國政府ハ相互ニ兩國固有ノ傳統ニ基ク國家觀念及社會的秩序

竝ニ國家生活ノ基礎タル道義的の原則ヲ保持スヘク之ニ反スル外

來思想ノ跳梁ヲ許容セサル 鞏固ナル決意ヲ有ス

③ 歐洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度

15

Humidity

1383

外機密

日本及未開國者ハ世界平和ノ維持ヲ目的トシ相争カシテ秩序ノ乱スルヲ欲ス

日本國政府ハ極軸同盟ノ防衛的ニシテ現ニ歐洲戰爭ニ參

入シ唇ヲサル國家ノ軍事的連帯關係ノ擴大ヲ防止スル

ニ在ルモノナルコトヲ闡明ス

日本國政府其ノ現在ノ條約上ノ義務ヲ免レシメタルカ如キ者專

ラ有テハ尤モ極軸同盟ニ奉ク軍事上ノ義務ハ該同盟條約附屬條

約規定セルニシテ場合ニ依リテ

本現ニ歐洲戰爭ニ奉入シ唇ヲサル同盟ニ依リテ義務的ニ取寄ナリ

タル場合ニ於テハ其ノ義務スルモノナルコトヲ闡明ス(續ク)

圖

103

REEL No. A-0287

アジア歴史資料センター

外機密

1383

昭和16 一〇三一四 (暗)

華府 四月十七日後發  
本省 十八日前着

近衛外務大臣

野村大使

第二三四號ノ三(至急、外機密、館長符號扱)

66

米國政府ハ其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將來ニ於テ一方ノ國  
ヲ援助シテ他方ヲ攻撃セントスルカ如キ攻撃的傾向ヲ依リテ  
サルヘキコトヲ闡明ス米國政府ハ戰爭ヲ嫌悪スルコトニ於テ牢固  
ナルモアリ從テ其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將來ニ重リ專  
ラ自國ノ福祉ト安全トヲ防衛スルノ考慮ニ依リテ決セラルヘキ  
モノナルコトヲ聲明ス

支那事變ニ對スル兩國政府ノ態度

電信

1383

66 a

米國大統領令ニ依リテ  
支那政府ハ近衛聲明ニ示セラルル三原則及右ニ基キ  
南京政府ト締結セラルル條約及日滿支共同宣言ニ明示  
セラルル原則ヲ承認シ且日本政府ノ善隣友好政策  
C、支那領土ノ非併合  
D、非賠償  
E、門戶解放方針ノ有否但シ之カ解釋及適用ニ關シテハ將來適當ノ時  
期ニ日米兩國間ニ於テ協議セラルヘキモノトス  
F、蔣政權ト汪政府トノ合流  
G、支那領土ヘノ日本ノ大量的又ハ集團的移民ノ自削  
H、滿洲國ノ承認

0 33

0 32

104

外機密

1383

別院

電信

69

蔣政権ニ於テ米憲大統領ノ通告ニ應ジキルトキハ日本軍政府ハ實ニ  
統一樹立セラルヘキ支那政府又ハ該政府ヲ承認スヘキ分子ヨシテ

ニ直接ニ和平交渉ヲ開始スルモノトス

米國大統領ハ日本政府

許境條ノ原則ニ基キ其範圍内和平交渉ヲ進メ支那領土ニ侵示スヘシ

並ニ左記条件ニ基キ支那ト直接和平交渉ニ入ル用意アルヲ  
了解セシメテ、蔣政権ニ対シ知平勸告ヲナスルコト

(注)支那ガ不満足、以テ交渉ヲ拒否シテナサバ、ルニトシテ

(加)支那ノ要セズ、約セラレタキコト

105

0 34

REEL No. A-0287